

会計・監査 Report

May 2019

vol. 18

2019年3月期有価証券報告書作成上の留意事項

2019年3月期決算における有価証券報告書作成上の留意事項としては、2018年6月に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」を受けて、上場企業と投資家との建設的な対話等を促進する目的で、2019年1月に企業内容等の開示に関する内閣府令が改正された点があげられます。

また、例年と同様、金融庁は、2019年3月19日にホームページ上で、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について(平成31年度)」を公表しています。本稿では、その内容のうち、2018年度の有価証券報告書レビューの審査結果及び2019年度の有価証券報告書レビューの実施内容を中心に解説します。

なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。

I. 「企業内容等の開示に関する内閣府令の改正

政府の成長戦略「未来投資戦略2017」において、企業のコーポレート・ガバナンス改革を形式から実質に深化させることにより、企業の「稼ぐ力」を強化するという方針のもと、十分かつ公平な情報開示を確保するとともに、上場企業の経営戦略・ガバナンス情報等を含め、上場企業と投資家との建設的な対話等に資する情報開示の在り方について検討することが示されていました。それを受けて、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループで検討が行われ、2018年6月28日に「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告－資本市場における好循環の実現に向けて－」が公表されました。

同報告では、下表のとおり、3つのポイントから有価証券報告書の記載事項を改正すべく、提案がなされ、企業内容等の開示に関する内閣府令が2019年1月31日に改正されました。

本改正においては、項目によって、適用時期が2019年3月期または2020年3月期と異なっているため、実務への適用にあたっては注意が必要です。

	ポイント	内容	主な適用時期
1	建設的な対話の促進に向けた情報の提供	役員報酬及び政策保有株式の開示の拡大	2019年3月期
2	財務情報及び記述情報の充実	MD&Aやリスク情報について、経営者の認識を記載	2020年3月期(早期適用可)
3	情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組	監査役会等の活動状況、監査法人による継続監査期間、ネットワークファームに対する監査報酬等の開示	2020年3月期(早期適用可) (ただし、一部の項目は2019年3月期から適用)

1. 改正の内容

(1) 建設的な対話の促進に向けた情報の提供

① 役員報酬の開示

日本企業でも、東証一部上場企業を中心に業績連動報酬の導入が増えてきていますが、役員報酬に関する開示については、主に以下のような問題点が指摘されていました。

- 固定報酬と業績連動報酬の構成割合や業績連動報酬の額の決定要因等、報酬プログラムの基本的内容が分かりづらい
- 企業戦略の達成の確度を計る観点から必要な経営戦略の達成度と報酬のつながりが、報酬決定の際のKPIを含めて十分に説明されていない
- 連結報酬総額1億円以上の役員に対する報酬総額等の開示について、企業価値の向上に貢献した経営陣に対してそれに見合った報酬を提供していくべきとのコーポレート・ガバナンス上の要請に適合していない

そこで、有価証券報告書における「コーポレート・ガバナンスの状況等」の「役員の報酬等」に関する記載の充実を目的として記載内容の追加を行う改正が行われました。

主な改正項目は下表のとおりであり、主に、業績連動報酬を導入している場合のその決定方針や役員報酬の決定機関に関して追加の記載を求める改正が行われています。その目的は、役員報酬の決定過程の透明化を通じた、投資家との建設的な対話の促進ですので、現状の役員報酬に関する開示が十分であるか確認し、早めの対応が必要になります。

項目	内容	記載上の注意
役員報酬の算定方針	<ul style="list-style-type: none"> 提出会社の役員報酬等に、業績連動報酬が含まれる場合 <ul style="list-style-type: none"> 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針の内容 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法 提出会社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針の内容 提出会社が指名委員会等設置会社以外の会社である場合 <ul style="list-style-type: none"> 役員報酬等に関する株主総会の決議があるときは、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容 当該株主総会の決議がないときは、提出会社の役員報酬等について定款に定めている事項の内容 	第二号様式(57)a 第三号様式(38)
役員報酬額	<ul style="list-style-type: none"> 提出会社の役員報酬等に業績連動報酬が含まれる場合 <ul style="list-style-type: none"> 当事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績 <small>※報酬等の種類別の記載区分は、従来「基本報酬、ストックオプション、賞与及び退職慰労金等」と例示されていたが、「固定報酬、業績連動報酬及び退職慰労金等」に変更されている</small>	第二号様式(57)b 第三号様式(38)
役員報酬の決定機関	<ul style="list-style-type: none"> 提出会社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲 任意に設置された報酬委員会等が存在する場合、その手続の概要 当事業年度の提出会社の役員報酬等の額の決定過程における、提出会社の取締役会(指名委員会等設置会社においては報酬委員会)及び任意に設置された報酬委員会等の活動内容 	第二号様式(57)c 第三号様式(38)

(注)適用時期：いずれも2019年3月期に係る有価証券報告書から適用

② 株主総利回り

「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」において、海外では業績連動の役員報酬に関連する指標として、株主総利回り(Total Shareholders Return)との比較が定着してきているとの議論がありました。株主総利回りとは、株式投資により得られた収益(主に配当とキャピタルゲイン)を株価で割った比率で、株式投資による一定期間の利回りを示す指標です。日本においては、まだ、役員報酬に関連する指標としては定着していないことから、今回の改正では、下表のとおり、株価の推移と株主総利回りを「主要な経営指標等の推移」に記載することとされました。

項目	内容	記載上の注意
主要な経営指標等の推移	<ul style="list-style-type: none"> 最近5年間の株主総利回りの推移について、提出会社が選択する株価指数における最近5年間の総利回りと比較して記載 <small>※【株価の推移】も、主要な経営指標等の推移に移動</small>	第二号様式(25)f 第三号様式(5)a

(注)適用時期：2019年3月期に係る有価証券報告書から適用

③ 政策保有株式

政策保有株式は、企業間で戦略的提携を進めるためには意義があるといわれている一方、安定株主の存在が企業経営に対する規律の緩みを生じさせているという側面もあり、日本企業の政策保有株式の開示については、主に以下のような問題点が指摘されていました。

- 政策保有株式の保有目的の説明が定型的かつ抽象的な記載にとどまっている
- 政策保有株式の保有の合理性・効果が十分検証できない

そこで、有価証券報告書における「コーポレート・ガバナンスの状況等」の「株式の保有状況」に関する記載の充実を目的として記載内容の追加を行う改正が行われました。

主な改正項目は下表のとおりであり、純投資と政策投資の区分の基準や考え方の説明の他、政策投資の個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証内容など、開示しなければならない項目が大幅に拡充されています。

また、個別開示対象となる銘柄数は、30銘柄から60銘柄に増えるとともに、適用初年度の前事業年度にも遡及して適用が必要であるため、早めの準備が必要となります。

項目	内容	記載上の注意
株式の保有状況	<ul style="list-style-type: none"> 純投資と政策投資の区分の基準や考え方の説明を追加記載 政策投資について以下を追加記載 <ul style="list-style-type: none"> 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証内容 株式数が前事業年度から変動した銘柄について、非上場株式とそれ以外の株式の区分ごとに以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> 株式数が増加した(減少した)銘柄数 株式数の増加(減少)に係る取得価額(売却価額)の合計額 増加の理由 個別開示対象となる銘柄数を現状の30銘柄から60銘柄へ拡大 個別開示の対象となる銘柄について、銘柄ごとに以下の開示を追加記載 <ul style="list-style-type: none"> 経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果 株式数が増加した理由 当該株式の発行者による提出会社の株式の保有の有無 純投資について銘柄数を記載 	第二号様式(58)a 第二号様式(58)b 第二号様式(58)c(b)
	第二号様式(58)d 第二号様式(58)d(e) (58)d(f) (58)d(g) 第二号様式58e(a) 第三号様式(39)	

(注)適用時期: 2019年3月期に係る有価証券報告書から適用

(2) 財務情報及び記述情報の充実

日本企業の有価証券報告書における経営者による分析やリスク情報に関する開示については、欧米諸国と比較して、以下のような問題点が指摘されていました。

- 経営戦略の開示について、企業の中長期的なビジョンに関する具体的な記載が乏しく、経営者による分析(MD&A)やリスク情報との関連付けがない
- MD&Aの開示について、経営者視点の分析が不十分

そこで、有価証券報告書における「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」や「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」について、特に経営者の認識・視点を意識して記載するよう開示の改正が行われました。具体的な改正内容は下表のとおりです。

適用時期は、2020年3月期に係る有価証券報告書からではありますが、事業等のリスクや会計上の見積りや見積りに用いた仮定に関して記載を求める改正では、リスクが顕在化した場合の影響の内容や見積りにおける不確実性の影響により経営成績等に及ぼす影響の記載が求められるなど、取締役会や経営会議等それぞれのリスクの重要性をどのように判断しているか説明が求められると考えられますので、早めに準備をすることが必要です。

項目	内容	記載上の注意
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	<ul style="list-style-type: none"> 経営方針、経営戦略等の記載に当たり、経営環境(例えば、企業構造、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等)についての経営者の認識の説明を含め、事業の内容及び関連付けて記載 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、その内容、対処方針等を経営方針・経営戦略等と関連付けて具体的に記載 	第二号様式(30)a 第三号様式(10) 第二号様式(30)b 第三号様式(10)
事業等のリスク	<ul style="list-style-type: none"> 経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があること認識している主要なリスクについて、リスクが顕在化する可能性の程度や時期、顕在化した場合の影響の内容、対応策を、重要性や経営方針・経営戦略等の関連性の程度を考慮して、分かりやすく記載 	第二号様式(31)a 第三号様式(11)
経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報の記載に当たっては、資金調達の方法及び状況並びに資金の主要な用途を含む資金需要の動向についての経営者の認識等を含めて、具体的に、かつ、分かりやすく記載 連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積りや見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、経理の状況の注記に記載した会計方針を補足する情報を記載 	第二号様式(32)a(f) 第三号様式(12) 第二号様式(32)a(g) 第三号様式(12)

(注)適用時期: 2020年3月期に係る有価証券報告書から適用、ただし、2019年3月期に係る有価証券報告書から早期適用が可能

(3) 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組

2016年3月に公表された「会計監査の在り方に関する懇談会」提言において、有価証券報告書において会計監査に関する開示の内容を充実させるべきとされていたこと、また、有価証券報告書における総覧性の向上の観点から、会社法上開示されている事項について有価証券報告書でも開示されるべきとの指摘があったことを受けて、下表のとおり、監査役会等の活動状況、監査法人による継続監査年数、同一ネットワークファームへの監査報酬等の開示が2019年3月期の有価証券報告書以降、段階的に拡充されることとなりました。

項目によって、適用時期が異なりますので注意が必要です。

項目	内容	記載上の注意
会計監査の状況	<ul style="list-style-type: none"> 監査役会等による監査人の選任・再任の方針及び理由 監査役会等による監査人の評価 監査業務と非監査業務に区分したネットワークベースの報酬額(※) 監査役会等による監査報酬等決定の同意理由 	第二号様式(56)d(c) 第二号様式(56)d(e) 第二号様式(56)d(f)ii 第二号様式(56)d(f)v 第三号様式(37)

(注)適用時期：2019年3月期に係る有価証券報告書から適用、ただし、(※)については、2019年3月31日から2020年3月30日までに終了する事業年度に係る有価証券報告書等については、従前の規定によることが可

項目	内容	記載上の注意
監査役監査の状況	<ul style="list-style-type: none"> 監査役及び監査役会の活動状況(開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等)を記載 	第二号様式(56)a(b) 第三号様式(37)
会計監査の状況	<ul style="list-style-type: none"> 監査法人の継続監査期間 	第二号様式(56)d(a)ii 第三号様式(37)

(注)適用時期：2020年3月期に係る有価証券報告書から適用、ただし、2019年3月期に係る有価証券報告書から早期適用が可能

(4) その他の改正点

前述の改正内容の他、以下の項目についても改正され、2019年3月期の有価証券報告書から適用することとされていますので、確認が必要です。

項目	内容	記載上の注意
一般事項	<ul style="list-style-type: none"> 指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記 換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記 	第二号様式(1)c 第三号様式(1)b 第二号様式(1)d 第三号様式(1)c
コーポレート・ガバナンスの概要	<ul style="list-style-type: none"> 提出会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を記載したうえで、提出会社の企業統治の体制の概要について設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名を含めて記載 	第二号様式(54)d 第三号様式(35)

(注)適用時期：2019年3月期に係る有価証券報告書から適用

(5) 記述情報の開示に関する原則及び記述情報の開示に関する好事例集について

2019年3月19日に、金融庁は「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」を公表しました。

「記述情報の開示に関する原則」は、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組みを促すため、開示の考え方、望ましい開示の内容や取り組み方をまとめたプリンシプルベースのガイダンスであり、重要な事項として、①取締役会や経営会議の議論の適切な反映、②重要な情報の開示、③セグメントごとの情報開示、④わかりやすい開示が挙げられています。

そして、「記述情報の開示の好事例集」は、「記述情報の開示に関する原則」に対応する形で、有価証券報告書の開示の参考となりうる良い開示例を示すことによって、同原則に即した有価証券報告書の開示の充実を図ることを目的して公表されたものです。好事例集は、随時更新されていますので、今後の開示実務の参考になるものと考えられます。

II. 金融庁の有価証券報告書レビュー

2019年3月19日に金融庁ホームページにおいて、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について(平成31年度)」が公表されました。以下では、その概要について解説します。

1. 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項

(1) 新たに適用となる開示制度に係る留意すべき事項

2019年3月期に適用される開示制度の主な改正としては、2019年1月に改正された企業内容等の開示に関する内閣府令の適用があげられます。これについては、前述の「I. 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正」に記載のとおりです。また、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の公表を踏まえた財務諸表等規則の改正もありましたが、これについては、「会計・監査 Report vol.17 2019年3月期の決算留意事項」をご参照ください。

(2) 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項

2018年度の有価証券報告書レビューにおいては、有価証券報告書の記載内容が不十分と認められた事例が確認されたと公表されています。

その主な内容は以下のとおりです。

① 2018年1月改正の企業内容等の開示に関する内閣府令に基づく記載の適切性

1	経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等があるにもかかわらず、その内容が記載されていない事例
2	経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等があるにもかかわらず、当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等に照らして経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているか(例えば、経営成績等の達成度合いや必要な対応)を全く記載していない、あるいは一部の指標についてのみ記載している事例
3	資本の財源及び資金の流動性に係る情報(例えば、重要な資本的支出の予定及びその資金の調達源は何であるかなど)について、キャッシュ・フロー計算書の要約を文章化したもののほかに、当該事項に関する記載がない事例
4	大株主の状況における発行済株式の総数に対する所有株式数の割合の算定に関して、分母となる発行済株式の総数から自己株式を除いていない事例

2017年3月期以降、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」を受けた企業内容等の開示に関する内閣府令の改正が続いており、毎年のように開示制度の共通化・合理化や拡充が行われています。改正の目的や趣旨を十分に理解し、前述の「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」を参考に、2019年1月に改正された項目だけでなく、昨年改正された項目についても十分かつ適切な開示となっているか、自主的に点検することが望まれます。

② 引当金、偶発債務等の会計上の見積り項目／繰延税金資産の回収可能性

1	係争事件に係る賠償義務等で、将来において事業の負担となる可能性のあるものが存在するが、その内容及び金額が財務諸表に注記されていない事例
2	資産除去債務に関する注記において、支出発生までの見込期間や適用した割引率が記載されていない事例
3	減損損失を認識するかどうかの判定に際して用いる将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、資産又は資産グループの現在の価値を維持するための合理的な設備投資に関連する将来キャッシュ・フローが考慮されていない事例
4	固定資産の減損に関し、使用価値を算定する際の割引率について、税引後の数値を用いている事例
5	会計上の見積り項目の会計処理を行う際に用いられた事業計画、または、繰延税金資産の計上額の見積りに用いた業績予測において、現時点において必ずしも合理性を欠くものではないが、将来の大幅な損益改善を見込んでおり、その達成状況によっては当該業績予測を適切に修正する必要があると考えられる事例

偶発債務は、財務諸表利用者にとって重要な情報であることから、引当金等の科目で財務諸表に計上していない場合には、適切に注記をする必要があります。

また、事業計画等を用いて会計上の見積り項目の会計処理を行う場合には、経営者の仮定が合理的であり、また、計画上の施策が実行可能であることを説明可能であることが重要です。

2. 2019年度の有価証券報告書レビュー

2019年度は、以下のとおり、法令改正関係審査及び重点テーマ審査を実施すると公表されています。

(1) 法令改正関係審査

「I. 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正」で解説した事項のうち、「役員の報酬等」及び「株式の保有状況」が適切に有価証券報告書に記載されているか、及び、税効果関係注記が『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正」等を踏まえた注記となっているかを審査するとされています。審査方法は、各社が「EXCEL調査票」に回答し、有価証券報告書の提出日後、所管の財務局等に提出するとされています。なお、今回から、提出にあたり、有価証券報告書における記載箇所のページ(EDINET上のPDFファイルのページ)を記入することとされています。「記述情報の開示に関する原則」の趣旨のとおり、金融庁は、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実についての取組みを進めていますので、有価証券報告書提出前に、改正の趣旨に即した記載になっているか、十分に検討する必要があります。

(2) 重点テーマ審査

今回の重点テーマは、「関連当事者に関する開示」、「ストック・オプション等に関する会計処理及び開示」、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理及び開示」の3点であると公表されています。

いずれも会計基準等において、その会計処理及び開示が定められていますので、これを機に会計処理及び開示が適切であるか、改めて確認することが望まれます。

以上

太陽有限責任監査法人

公認会計士 高橋康之

text : yasuyuki takahashi